

『学生等の学びを継続するための 緊急給付金』（第二次推薦）申請のてびき

令和4年2月6日

聖 徳 大 学
聖徳大学短期大学部

学生等の学びを継続するための緊急給付金について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生が修学をあきらめることがないよう、現金10万円を支給する事業です。

対象は下記の要件を満たす学生となりますので、該当する学生は確認の上、申請してください。

1. 支給対象者の要件（基準）

(1) 以下の①～⑤を満たす者

(自立して就業・アルバイト収入で学費を賄っていること)

- ① 原則として自宅外で生活をしていること（※1）
（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象とする）
- ② 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（※2）
- ③ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

(新型コロナウイルス感染症により、就業・アルバイト収入に影響を受けていること)

- ④ 収入（※3）への影響とは次のいずれかの状況
 - 1) 新型コロナウイルスの影響で想定していた収入が得られない状況が継続していること
 - 2) コロナ禍前と比較して、収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になっても改善していないこと
 - 3) 収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること

(既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること)

- ⑤ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと
 - 1) 新制度（※5）に申し込みをしている者又は今後利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
 - 2) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
 - 3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用してはいる者または利用を予定している者

(2) 上記（1）を考慮した上で、経済的理由により本学での修学の継続が困難であると本学が必要性を認める者

（※1）自宅外で生活しているとは、生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいう。

（※2）自宅外で生活をする学生において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料含む。入学金を含まない）を目安とします。

（※3）就業・アルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当を収入とみなします。

（※4）2020年1月以降で、収入が大きく減少した月が基準となります。

（※5）本学独自の支援制度・・・「学校法人東京聖徳学園修学支援」（2019年5月10日に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく「高等教育の修学支援新制度」（授業料の減免と学資支給金の給付）と同様の修学支援制度です。

2. 給付方法

申請者である学生本人名義の口座に振り込まれます。日本学生支援機構奨学金を利用している学生は奨学金の振込口座に原則振り込まれます。保護者等の口座には振込できません。取り扱い金融機関は次表のとおりです。取り扱い金融機関に本人名義の口座がない学生は、給付金の申込みまでに利用できる口座を開設しておいてください。

◎取扱い金融機関

	利用可能	利用不可
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）信託銀行（一部対象外）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合（※）	外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

※日本学生支援機構の貸与奨学金振込では取り扱っていない一部の金融機関についても、今回の給付金については、取扱金融機関の対象となります。

◎給付金の支給日

申請後、本学での選考を経て、推薦が終わり次第、振り込みができるよう手続きを進めます。支給の決定について特に通知はありません。口座への振り込みをもって支給決定の通知に代えます。

3. 申請方法と手順

申請は必要書類に記入して行います。誤りがないようによく確認して作成してください。手続の流れは次のとおりです。本学指定の期限を厳守してください。なお、回答内容により、証明書類が必要な場合には通信教育学務課から連絡しますので該当の証明書類を提出してください。

◎申請期限：令和4年2月22日（火）郵送にて申請（必着）

(1) 申請

別紙申請書と誓約書をプリントアウトし必要事項を記入、添付書類及び住民税非課税証明書（住民税非課税世帯の学生のみ）を同封して、令和4年2月22日（火）までに申請してください。（必着）



(2) 申請書類を確認し、不備事項がある場合には照会を電話等で行います。追加で証明書類が必要な場合には書類の提出を行います。



(3) 学内での審査

申請内容と証明書類を本学で確認し、支給要件に該当するかどうかを審査します。



(4) 審査結果を本学から機構へ提供

本学での審査の結果、要件に合致すると判断した学生の推薦リストを作成し、機構へ口座情報とともに提供します。



(5) 機構から学生の口座へ振り込み

機構から申請時に提供のあった学生の口座に給付金が振り込まれます。

4. 推薦枠について

各学校に推薦枠が設けられています。「学校法人東京聖徳学園修学支援」の適用者などを優先いたしますが、申請した全員を推薦できるとは限りませんのでご了承ください。

5. 虚偽申告があった場合

各種支援金等の不正受給が大きな社会問題となっています。虚偽申告が判明した場合は、給付金の返金が必要となるばかりか多大な不利益を受けることになります。

6. 申請書記入の注意事項

申請要件について確認を行うため、記述の回答項目には可能な限り具体的に事情や理由等の説明を記入してください。具体的な説明が行われていない場合には要件を満たしていないと判断いたします。また、記載内容を裏付ける証明書類の提出を求められた場合には速やかに提出をお願いいたします。

7. 申請にあたってのQ&A

Q1 家庭からの仕送りなどの支給要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A1 要件を満たすことを求めています。最終的には大学が学生の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。

Q2 自宅から学校に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。

A2 本給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない学生が直ちに支援の対象者から除外されることはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を本学に自己申告することで支給対象となり得ます。該当設問の回答欄に詳細を記載してください。

Q3 祖父母宅から自宅外通学していますが、毎月アルバイト収入から3万円を生活費として祖父母に渡しています。この場合の選択肢はどれを選べばいいですか。

A3 生活費として渡しているアルバイト代を家賃と見なし、「アパート・マンション等から自宅外通学である」を選択してください。

- Q4 必要な証明書類が揃わないと申請できないのですか。
- A4 証明書類の一部が揃わない場合であっても、該当設問の回答欄に詳細を記載してください。詳細を記述することで申請可能です。ただし、万が一、申告内容に虚偽があった場合は返金が必要になります。
- Q5 現在既存の支援制度を活用しておらず、今後申請を行う予定で申し込みをしますが、採用に至らなかった場合は、給付金を返金することになるのでしょうか。
- A5 既存の支援制度に申請を行い、採用に至らなかった場合でも給付金の返金は必要ありません。
- Q6 休学中の学生は対象となりますか。
- A6 支給要件を満たせば対象となります。
- Q7 アルバイト収入が大幅に減少（前月比 50%以上）とありますが、50%の減少ではないものの生活が厳しく修学が困難な状況です。この場合には申し込みできないですか。
- A7 申し込み可能です。生活が厳しい状況を該当設問の回答欄に詳細を詳しく記載してください。
- Q8 既存制度の利用についての要件のうち、3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者または利用を予定している者、とありますが、何が該当しますか。
- A8 各種奨学団体が実施している奨学金（あしなが育英会等）や機構の第二種奨学金などが考えられます。
- Q9 書類を提出後、記入ミスに気が付きました。訂正したいのですがどうしたらよいですか。
- A9 令和4年2月7日（月）～2月23日（水）の間に通信教育学務課宛にメール（下記参照）にて訂正内容をお知らせください。
- Q10 申請が日本学生支援機構に認められた場合、給付金はいつ振り込まれますか。
- A10 令和4年4月以降に振り込まれる予定です。

8. 本給付金の担当窓口：通信教育学務課

相談やお問い合わせは行き違いを避けるため、必ず学生本人がメールでご連絡ください。

◎メールアドレス：tsuushin@wa.seitoku.ac.jp

※件名は「【給付金】問い合わせ」としてください。

【様式1】

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を申請します。

私が現在、日本学生支援機構の奨学生である場合は、日本学生支援機構が保有する私の口座情報を本緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日		令和	年	月	日
所属する学校名							
学籍番号							
氏名	カナ（姓）				カナ（名）		
	漢字（姓）				漢字（名）		
生年月日（和暦）		昭和・平成	年	月	日生	電話番号	
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。					—		—

2. 振込先情報

※ 日本学生支援機構の奨学生は記入不要です。ただし、日本学生支援機構の奨学生であっても日本学生支援機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生等の学びを継続するための緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（日本学生支援機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義（カナ氏名） ※通帳記載の口座名義人を記入	
------------------------------	--

（ゆうちょ銀行以外の金融機関）

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農協						支店 営業所 出張所
金融機関コード					店舗コード		
預金種別	普通預金						
口座番号 ※右詰で記入							

（ゆうちょ銀行）

ゆうちょ銀行	記号					
	番号					

3. 申し送り事項

- ※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることや、大学等独自の授業料減免の申請状況など、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。
- ※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

4. 添付書類

- ※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

チェック	書類名
	アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）
	預貯金通帳の写し（任意）
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）
	アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること）（任意）
	奨学生証など認定書の写し
	その他（ ）

ご記入いただいた情報は、日本学生支援機構の学生等の学びの継続のための緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、大学等、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【様式2】

学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

私は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学生等の学びを継続するための緊急給付金に申請するにあたり、次の①～⑤の申請要件について、満たしている項目を確認しました。

要件チェック項目	チェック欄(レ)	金額(年額)
①自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない		
②家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り年額を記載すること		万円
③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない		
④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)に影響を受けており、1)～3)いずれかの状況となっている		
1)新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している		
2)コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない		
3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている		
⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす		
1)高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
2)高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
3)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者若しくは利用を予定している者		

上記の内容に相違ないことを誓約し、申請内容に虚偽があった場合は返金することに同意します。

令和 年 月 日

学部名 _____ 学部/学科名 _____ 学科 _____

学籍番号 _____

署名: _____



SEITOKU

お問い合わせ

271-8555 千葉県松戸市岩瀬 550

聖徳大学通信教育学務課

学生支援緊急給付金担当

TEL 047-365-1200

e-mail tsuushin@wa.seitoku.ac.jp